

質問1

医療法人のなかでも、普通の医療法人より税金の軽い医療法人があるということですが、どのような法人でしょうか。

回答 一定の条件を備えた特定医療法人は法人税が軽減されます。

医療法人は配当が禁止されており、このため完全な営利性を追求する法人とは性格を異にしています。それにもかかわらず、一般法人と同様の課税が行われていたことに批判がありましたが、その批判に対処するため、昭和39年に特定の医療法人について法人税率を軽減する租税特別措置がもうけられました。

特定医療法人とは医療法人のうち、財団法人若しくは社団法人で持分の定めのないもので、その事業が医療の普及および向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたものであり、国税庁長官の承認基準に基づき公正、かつ適正な運営が行われなければなりません。

特定医療法人のメリットとしては、

- ・法人税率の軽減があること→国税庁長官の承認を受けた、その年度から法人税率が23.2%から19%に軽減されます。
- ・取りやめ・再申請が可能なこと→新たに承認の取りやめ、再申請が可能となりました。
- ・退社による払戻請求がないことから医療の継続性が担保されること等を挙げることができます。

質問2

当病院は特定医療法人への移行を検討しています。この特定医療法人は軽減税率を受けられるとのことですが、持分の定めのない法人に移行するにあたってどのようなタイミングで手続を行えばよいのでしょうか。

回答 持分に関する要件以外の要件について、国税当局から内定を得てから、持分の定めのない法人へ移行します。

まず、特定医療法人の承認を受けることを前提とした持分のない法人への移行は、①出資者から持分の放棄の申出を受けた上で、②定款から持分の定めを削除することによって完了します。

この手続を行うタイミングは、事前審査によって国税当局より持分に関する要件以外の承認要件を満たしていることの内定を得た後から承認申請書を提出するまでの間になりますので、この期間に手続を終了する必要があります。

また、残余財産を国等へ帰属させる要件を満たすための定款変更についても、併せてこのタイミングで行う必要があります。

なお、内定した後、承認申請書を提出する際は、租税特別措置法に規定された添付書類に加えて、出資者から提出された持分放棄申出書の写し、定款変更時の社員総会の議事録の写し、定款等変更に係る都道府県からの認可通知の写し（定款等の新旧対照表を含みます）、持分がなくなった（資本金等の額がゼロとなった）旨の異動届出書を提出してください。